

令和元年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組

外務省全体における取組

- 事務次官から全省員宛メッセージを発信（「ゆう活」、夏期休暇2週間・月1休暇の取得、超過勤務縮減）
 - * 7月～9月の夏期休暇（3日間）と合わせ、1週間以上の連続休暇を含めて2週間取得を奨励
 - * 家族の行事、記念日等に合わせた計画的な休暇取得を奨励
- 業務合理化の推進
 - * 外部委託可能な業務の洗い出し、各種資料の簡素化・標準化を励行、不要・不急業務の見直し、ペーパーレス化の促進
- 多様な働き方の推進
 - * テレワーク・デイズ（7月22日～9月6日）への積極的な参加を通じたテレワークの利用促進
 - * フレックスタイム制度の活用促進
 - * 「ゆう活」及びプレミアムフライデーの実施
- 外部有識者による「ワークライフバランス推進セミナー」の開催
- 男性職員の育児参加促進
 - * 「男の産休」の周知・取得促進

「ゆう活」実施概要

- 実施期間：令和元年7月～8月の2か月間
- 実施概要等：原則として全本省職員が対象。毎週水曜日は可能な限り17:15までの退庁（不可の場合も少なくとも20:00までの退庁）を励行。実施に当たっては、フレックスタイム制度や年次休暇の活用を推奨。